

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年2月13日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件
2. GIIグレード 0件
3. GIIIグレード 9件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	補助冷却海水系ポンプ(D)吐出圧力計に指示不良を確認した。当該計器を点検・修理。	
2	1号機	残留熱除去系ポンプ(B)封水弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
3	2号機	高電導度廃液系濃縮装置(A)の点検時、濃縮装置入口流量計の誤差が管理値を逸脱していることを確認した。当該計器を修理。	
4	3号機	非常用ガス処理系前置高性能粒子フィルタ差圧計において指示値の下限逸脱を確認した。当該計器を点検・修理。	
5	5号機	タービン建屋屋上に設置されている金属製の笠木(カバーの一種)が風で外れて飛ばされたことを確認した。当該笠木を点検・修理。	
6	6号機	直流125Vの6B系において、正・負側の地絡電圧に僅かな偏差を確認した。当該事象の原因を調査。	
7	7号機	大物搬入口エリアにおいて濡れたトラック車体から滴下した水(汚染なし)が水たまりとなり、下階の原子炉補機冷却系熱交換器(A)エリア天井部から滴下していることを確認した。拭き取り実施、受パン設置済み。	
8	その他	大湊側洗濯廃液処理設備にある洗濯廃液系ろ過機(A)逆洗水圧力調整弁から水(汚染なし)の滴下を確認した。拭き取り実施済み。当該弁を点検・修理。	
9	その他	水処理建屋の重亜硫酸ソーダ注入ポンプ(A)の吐出不良を確認した。当該ポンプを点検・修理。	